

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月6日(月)13:28~13:54

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員会

①出席委員13人

会長 6番 井上 利彦

委員 1番 上甲 覚

2番 土居 裕子

3番 阿部 弘喜

4番 高野 晃一

5番 大野 信幸

7番 兵頭 英樹

8番 米田 慎一郎

9番 濱本 虎夫

10番 中田 初美

11番 松本 虎彦

12番 木野本 伸行

13番 梶原 知樹

14番 津田 正利

②欠席委員 1人

委員12番 木野本 伸行

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第18号 時効取得について

日程第4 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 出席した事務局職員

主 任 中村 吉裕

主 事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局	それではただ今から、11月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(井上会長・あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いします。
議長	ただ今から、11月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、12番 木野本委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、14番津田委員、1番上甲委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。
議長	次に、日程第3「報告第18号 時効取得について」を事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1ページの、報告第18号をご覧ください。 (報告書説明)

時効取得とは、民法第162条で、「20年間、所有の意思を持って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占領した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。
以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

日程第3から第4、「報告第19～20号まで、農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、同一議案なので一括して事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは、2ページの、報告第19号をご覧ください。

(報告説明)

つづいて、3、4ページの報告第20号をご覧ください。

(報告説明)

農地法第3条第1項第12号の規定に該当するため、許可の対象外となり、届出となっております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

日程第6 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは5ページの議案第19号をご覧ください。

6ページは位置図を付けております。

(議案説明)

双方の同意により売買する。

売買価格は、〇〇円で、10a 当たり〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、草刈り機2台を所有されております。貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので、効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は年間180日、配偶者とともに従事しているということから、常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域調和ですが、譲受人は同じ地域内で生活されておりますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので地域調和要件を満たしておりますので、宜しくご審議をお願いします。

以上で、説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、本来なら担当委員から現地調査の結果をお願いしておりますが、本日は、代わりに事務局からお願いします。

事務局

木野本委員から金曜日、連絡をうけました。周辺の農地並びに地域営農には、問題無いものと思われま。

以上、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程第7「議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて」、事務局からの説明を求めます。

事務局

7ページをご覧ください。

本件は農地法第5条第1項、農地の所有者以外の者が、売買で権利を取得し、農地を農地以外のものに転用する場合は、知事の許可を受けなければなりませんので、審査を行い県へ送付いたします。

8ページから15ページまでは、位置図、写真等をつけております。

それでは、順番に説明をいたします。

(議案説明)

申請地は第2種農地であります。土地改良区の受益面積にも入っておりません。本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る調書②をご覧ください。

(説明)

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、1番上甲委員から現地調査の結果をお願いいたします。

1番
上甲委員

濱本推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件はすべて満たしており、周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから特に問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第20号について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第20号は、許可相当という意見書を付けて県へ送付いたします。

議長

以上で、本日の審議は終了しました。

その他を議題とします。

委員さんから、その他についてありませんか。

(質疑なし)

事務局からありませんか。

(県外視察について説明)

次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

12月5日午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

(閉会時間 13:54)